

## 島田市ガンバル自治会地域活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内における自治会の活動を促進し、地域の課題解決を図るため、先進的自治会活性化事業を実施する自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「自治会」とは、町又は字の区域その他市内の一定の区域においてその区域内の全ての世帯を対象として地縁に基づいて形成された団体で自治会と称するものをいう。

2 この要綱において「先進的自治会活性化事業」とは、自治会が行う事業で次に掲げるものをいう。

(1) 情報発信・啓発事業 自治会のホームページの開設その他の自治会の活動内容、地域の魅力等の情報を発信する事業又は自治会活動への参加を啓発する事業をいう。

(2) 交流・協働事業 自治会同士又は自治会と特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人などの活動団体とが交流し、又は協働する事業をいう。

(3) 重点設定事業 市が市又は地域の課題解決のために重点的に取り組む必要があると判断する事業で、市が毎年度設定する事項に合致したものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、先進的自治会活性化事業とする。ただし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 国、県、市等が実施する事業への参加を目的とするもの

(2) 事業の対象となる住民の資格について、正当な理由がなく、これを制限することとなると市長が認めるもの

(3) 特定の宗教又は特定の政党若しくは公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者のために行う活動であると市長が認めるもの

(4) 専ら特定のサークル活動等を行うことを目的とするものであると市長が認めるもの

(5) 専ら施設整備又は物品の購入を目的とするものであると市長が認めるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないとするもの

(交付の制限)

第4条 補助金の交付は、一の自治会について1年度につき1回に限るものとし、同一の事業内容で交付を受けることができるのは、継続する2年度に限るものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、別表のとおりとする。

(補助金の率（額）)

第6条 補助金の率は、前条に規定する補助対象経費の3分の2以内とし、第2条第2項第1号及び第2号の事業については1事業1年度当たり10万円（前年度に補助金の交付を受けた事業の内容を翌年度も継続して実施する場合は、5万円）を、同項第3号の事業については1事業1年度当たり40万円（前年度に補助金の交付を受けた事業の内容を翌年度も継続して実施する場合は、20万円）を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。  
（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする自治会は、あらかじめ、島田市ガンバル自治会地域活動補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者のうち概算払を受けようとする者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、規則第13条第10号に規定する資金状況調べを添付するものとする。

3 第1項の申請は、第2条第2項各号に掲げる事業のいずれか1つを選択し、実施することができる。

（交付決定の通知）

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号イに規定する補助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をした自治会に通知するものとする。

（変更の承認）

第9条 補助金の交付の決定を受けた自治会が第7条第1項の申請の内容を変更しようとするときは、規則第13条第5号に規定する補助金交付変更承認申請書に次に掲げる書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 変更事業計画書（様式第2号）
- (2) 変更収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、その内容を適当と認めたときは、規則第13条第6号に規定する補助金交付変更承認書により申請した自治会に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助金の交付の決定を受けた自治会は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあつた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、規則第13条第7号に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付確定の通知)

第11条 市長は、補助金の額を確定したときは、規則第13条第8号に規定する補助金交付確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた自治会に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金の交付の確定を受けた自治会が補助金を請求しようとするときは、前条に規定する補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、規則第13条第9号に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求手続)

第13条 補助金の交付の決定を受けた自治会が補助金の概算払を請求しようとするときは、規則第13条第9号に規定する概算払請求書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成30年6月25日)

この改正は、平成30年6月25日から施行し、改正後の島田市ガンバル自治会地域活動補助金交付要綱の規定は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成31年3月31日)

(施行期日等)

1 この改正は、平成31年4月1日から施行し、改正後の島田市ガンバル自治会地域活動補助金交付要綱の規定は、平成31年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

2 平成30年度において改正前の島田市ガンバル自治会地域活動補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けた自治会が平成31年度において同一の内容の事業について補助金の交付を受けようとするときは、同年度の事業を2年度目の事業として改正後の第4条の規定を適用する。